

JERCOのあたらしいベネフィット — 社員は「入れる」から「守る」へ!! —

みんなのミカタ

団体長期障害所得補償保険

約50% 割引!! ※加入の人数・状況によって変わる可能性があります。



従業員も安心

ES向上で社員さんのやる気UP!

当制度の概要

当制度は、JERCO加盟のインセンティブとして1種会員の加盟企業の従業員が、病気やケガで就業困難になった際に、収入を定められた期間補償する福利厚生制度です。

Point 1 病気・ケガのどちらが原因でも給付金をお支払いします。

身体障害の発生原因は、業務上・業務外、国内・海外を問わず補償されます。また、入院だけでなく自宅療養も補償の対象です。うつ病やパニック障害などの精神疾患も補償の対象となります。(精神障害補償特約を付帯する場合、最長2年間補償)

Point 2 社員・従業員の生涯収入を補償します。

病状やケガが回復せず、障害が残り仕事が出来ない場合、定められた期間補償を継続します。

Point 3 職場復帰後も補償は継続されます。

給付を受けている方の傷病が回復し、一部就業が可能になったような場合にも、すぐに補償を打ち切りません。回復所得が健康時の80%に満たない場合には、その差額分について補償を継続します。

Point 4 職務に復帰できず退職した場合でも補償は継続されます。

病気・ケガが原因で会社の欠勤期間・休職期間を経過しても会社へ復帰できず、やむなく退職するというケースにおいても給付金のお支払いは継続します。安心して次のステップを考えることができます。

Point 5 給付金は非課税でお受け取りいただけます。

現在の収入の一定割合(80%以内)を補償する事で、実質手取り収入をカバーする事が出来ます。

Point 6 JERCOオリジナルの福利厚生制度です。

個人単独で加入できる機会はありません。個人で加入する場合、一般の収入保障保険となり加入審査や保険料負担が多く、貴社の従業員だから加入できる制度です。また、当制度の「職場復帰支援プログラム」により一日も早い復帰を支援します。(裏面参照)

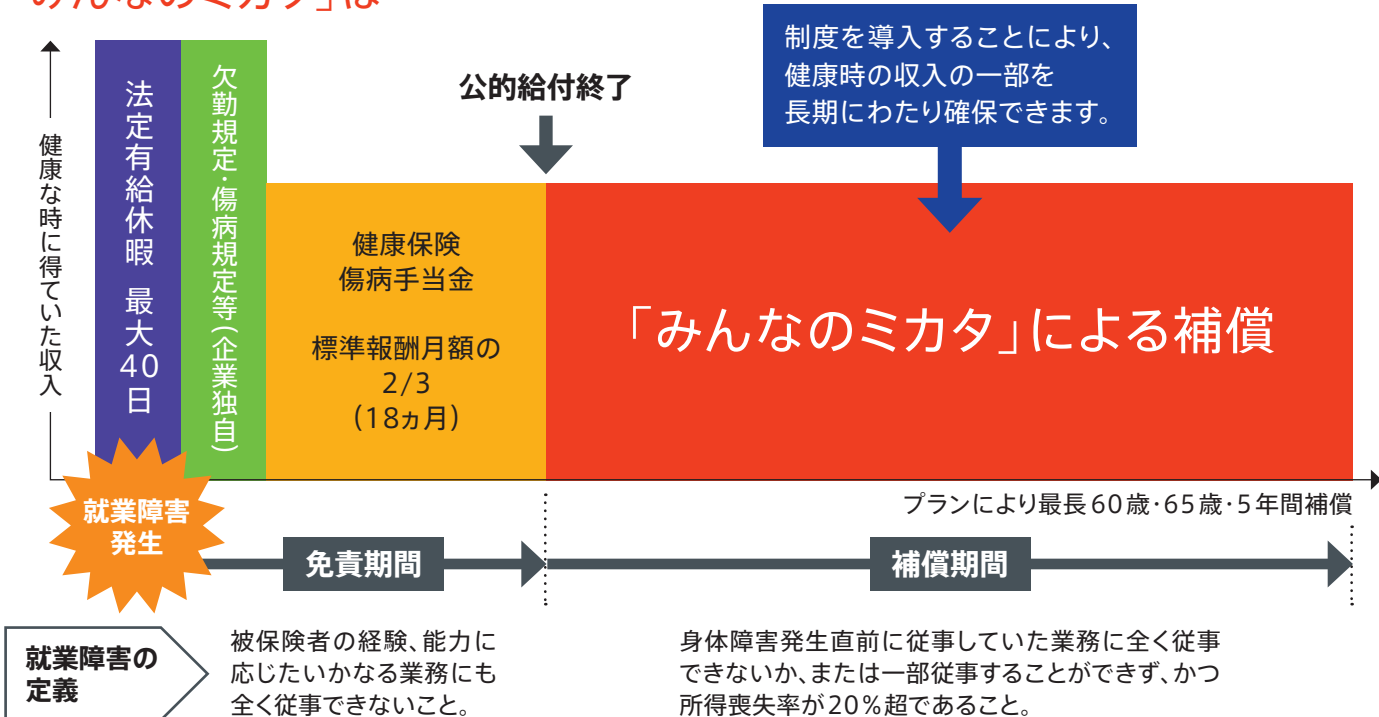
社会保険制度ではどのくらいの保障が受けられるの?

傷病がもとで長期にわたって休職する場合、健康保険より「傷病手当金」として最長18ヵ月間、標準報酬月額約67%(2/3)に相当する額の所得補償制度があります。健康時からみると正味で失われた所得として約33%(1/3)に相当する額が毎月失われていきます。公的給付が無くなると無収入に陥ることとなります。



治療と仕事の両立を支援する環境づくりが必要とされています!

「みんなのミカタ」は…



ご契約例

従業員 20 名、年齢 40 歳、男女比 8 : 2
60 歳まで補償プランの企業の場合 …

年間保険料 **280,068 円** で
月額 15 万円 が 60 歳まで補償

一人あたり 約 1,167 円 / 月

※補償プランについては別紙をご参照ください。

お支払い事例

バイクで転倒し、脊髄損傷…

男性 27 歳 製紙会社勤務：車椅子生活に

Bさんはモトクロスバイクで転倒し、脊髄を損傷したことで、首より下が完全麻痺となってしまった。元の職場への復帰が見込めなくなり、新たな職業技術資格の取得に向けた「職業リハビリテーション」(みんなのミカタに付いています。)が必要となった。職業リハビリテーションの専門家と相談し、再就職のための準備を行っている。



支払保険金見込み 15万円×370ヶ月
(免責期間を除いた60歳までの残月数)

55,500,000円

付帯サービス

■ SOSホットライン

24時間緊急医療・健康相談サービス
経験豊富な看護師が24時間体制で健康・医療に関する様々なご質問にお答えし、適切なアドバイスをいたします。

■ 心の健康相談サービス

会社で同僚との関係がうまくいかない、会社に行きたくないといった心の問題等にカウンセラーが親身になってご相談に応じます。

■ ストレスチェックサービス

国が示す標準的な項目を網羅したストレスチェックサービスを年1回無料でご提供いたします。



■ 職場復帰支援プログラム

早期支援サービス/公的給付申請支援サービス/職業リハビリテーション支援サービス

就業障害になった方の社会復帰をサポートするために、職業リハビリテーションの顧問やカスタマー・サービス・スタッフが職場復帰のアドバイスを行います。

■ 人事部ヘルプダイヤル

人事部ご担当者専用電話相談窓口

人事担当者の方々に対して職場復帰支援についてのご相談をお受けします。メンタルヘルスに詳しい心理専門職が、メンタルヘルス不調者への対応や企業として取り組むべき対策についてアドバイスや情報提供をいたします。

取扱代理店

株式会社 NIS 保険サービス

〒957-0057 新潟県新発田市御幸町 2-9-3
TEL 0254-26-9965 FAX 0254-26-9910
Mail: d.katayama@nis-insurance.co.jp

引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社 (チャブ保険) 北関東支店

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-7-5
ソニックシティビル
TEL 048-644-1233 (代)
www.chubb.com/jp

CHUBB®

2023年11月版
L2310558